

平成29年度

東大和市地域福祉審議会会議録

第1回 地域福祉部会

東大和市福祉部

○A部会長 じゃ、定刻より何分か早いんでございますが、今日は先生もお休みということで、大学のテストがあるということで、お休みということでこの間聞きましたので、今から始めさせていただきますので。

それでは、定刻じゃないですけども、ただいまから平成29年度東大和市地域福祉審議会第1回地域福祉部会の開催をさせていただきます。会議に入る前に、事務局から皆様に幾つかのお願いがあるとのことでございます。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 皆様、改めましてこんばんは。

事務局福祉推進課長の嶋田でございます。私のほうから何点かご連絡をさせていただきます。

まず、会議録等作成のために会議を録音させていただきますので、ご了承くださいますとともに、ご発言の場合には、ご自身のお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言いただきますように、よろしくお願いいたします。

それから、本日の部会の資料につきまして、ご説明させていただきます。

本日の資料といたしましては、事前に、既にご配付をさせていただきました資料①から⑥までと、それから「第5次東大和市地域福祉計画」の冊子、こちらをお持ちいただきたいと開催通知のほうへご記載させていただいたところでございますが、もしお持ちでない方いらっしゃいましたら、お申し出いただければ、事務局のほうで配付いたします。

それでは、この部会も原則公開の会議となっております。したがって、先週の第1回全体会でもご説明申し上げましたとおり、情報公開条例第30条第1項及び附属機関等の会議に関する規則第4条に基づきまして、会議を非公開とする場合を除きまして原則公開、傍聴を認めているというところでございます。なお、現在傍聴の希望者はないということで、このまま進行させていただきます。

それから、本日の委員さんの出欠の関係でございますが、先ほどA部会長のほうからもございましたとおり、委員Aが本日は欠席とご連絡をいただいているところでございます。

以上で私のほうからのご連絡を終了いたします。

それでは、会議の進行のほうをA部会長のほうへお戻しいたしますので、よろしくお願いいたします。

○A部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。1の平成29年度地域福祉部会のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（武村庶務係長） 皆さんこんばんは。事務局の武村でございます。私のほうから、説明のほうをさせていただきます。

それでは、座らせていただいて説明のほうさせていただきます。

それでは、資料1、平成29年度地域福祉部会スケジュール（案）をご覧ください。

まず、第1回目の地域福祉審議会全体会が7月18日火曜日に開催され、今年度の地域福祉部会で取りまとめる審議内容として、主に2点が決定されております。

1点目がまず、第5次地域福祉計画の中間見直しでございます。ちょっとこちら、長いので、次からは中間見直しということで発言させていただきますので、よろしく願いいたします。こちら、中間見直しでございます。

2点目が、第5次地域福祉計画の平成28年度実施状況報告でございます。

この2点を審議していただくため、今年度の地域福祉部会と、全体会の大きな予定を資料1でお示ししています。

本年度はまず、中間見直しのための審議を中心に、地域福祉部会について計4回の開催を予定しております。また、全体会につきましては、計3回の開催を予定しております。

まず、1回目の地域福祉部会でございますが、こちらは本日7月26日が開催ございまして、主な内容は、①地域福祉部会のスケジュールと、②中間見直しの基本的な考え方と方法についてでございます。

次に、2回目の地域福祉部会でございますが、こちらは8月の下旬を予定しております。主な内容は、①中間見直し（たたき台）についてでございます。

次に、3回目の地域福祉部会でございますが、こちらは10月の上旬を予定しております。主な内容は、①中間見直し（素案）についての報告でございます。また、②平成28年度実施状況報告についてでございます。そして、③で、パブリックコメント及び市民説明会について、でございます。この3回目の地域福祉部会で審議しました中間見直し（素案）と平成28年度実施状況報告を、11月上旬の地域福祉審議会第2回全体会に部会長からご報告いただき、その後、中間見直し（素案）についてをパブリックコメント及び市民説明会を行う予定でございます。

次に、4回目の地域福祉部会でございますが、こちらは12月の下旬を予定してございます。主な内容は、中間見直し（最終案）の確認についてでございます。

そして、1月に予定している地域福祉審議会第3回全体会に中間見直し（最終案）を部会長からご報告していただき、そして答申書の作成を行い、最終的に中間見直しの公表と市長への答申を行います。

なお、第2回目以降の地域福祉部会の日程調整については、部会や全体会の場をお借りして皆様から日程をお伺いし、日程を調整させていただきたいと考えております。

以上でございます。

OA部会長 ありがとうございました。

それでは、1の平成29年度地域福祉部会のスケジュールについて、事務局からの説明が終わりました。これにつきまして、皆様の意見やご質問等についてお伺いしたいと思います。

それでは、質問等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○委員B 委員Bですけれども、日程はまた事務局のほうで各委員の方々の予定等を伺って、それに合わせてやるのですから、別に上旬とか下旬とかと言われても、はっきりはしないですね。

○事務局（武村庶務係長） 事務局からでございます。そうですね。主に大まかな上旬ですとか下旬で予定をさせていただきます。詳しくは、また日程表のほうを皆様にお配りさせていただきますまして、皆様のご都合のいい日を、一番いい日を集計いたしまして、そこで開催のほうを最終的に決めさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○A部会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

○委員C 8月分はもう1カ月後ですけれども、予定表というのはいつぐらいにあれですか。

○事務局（武村庶務係長） もしこちらで、次第1のほうの、こちらで大まかな予定が大丈夫ということでございましたら、部会終了後のその他のところで、皆様方に予定表のほうを配らせていただきたいと思います。また、その準備もしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○A部会長 じゃ、その他のところで、大体自分で分かるところは報告していただくとうろしいかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○委員C ごめんなさい、細かいんですけれども、12月の下旬というのは、第4回の下旬というのは、どのあたりを指すんですか。下旬って結構きついなど。

○事務局（武村庶務係長） 事務局からでございます。

一応、20日以降を主に予定しているんですが、ちょっと第4回目だと結構いろんな今までの審議会や部会の流れについて、大まかに決まってくるので、一応目安としては下旬という事でございますまして、ちょっとその前後の部会ですとか全体会の流れを見まして、またそこら辺を、その辺の日程の調整は微調整をさせていただきますと思っております。ただ、1回目の今回の部会については、大まかなスケジュールの中では20日以降とさせていただければと思います。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 若干、私のほうから補足、嶋田のほうから補足させていただきますと思いますが、今、武村係長のほうから下旬ということでこういう日程をお示しさせていただいているんですが、今、委員Cがおっしゃるように、なかなか皆さん年末お忙しかったり、都合でいえば、天皇誕生日とか祝日なんかもありますので、なかなかその辺は皆様のご都合を見ながら、場合によっては、今20日以降という話もございましたが、当然、年末の3日間というのは、もう役所も休みになったりとか、うちのカレンダーの関係もありますのでそのあたりは柔軟に、例えば15日以降、17、18、19あた

りも当然視野に入れながら、皆さんのご都合をお聞きしながらという事で対応したいというふうに考えておりますが、ただ、一つ懸念がありますのが、10月の中旬のあたりにパブリックコメント、市民説明会についてお話をさせていただいております。11月の中旬の全体会というのは、パブリックコメント、市民説明会についてという形で皆様にご報告させていただいたりするんですが、このパブリックコメントというのは市の規定で30日間やらなきゃいけないという規定がございます。こういったところの日程のところもちょっと考えながら、半年ぐらいの予定も考えないといけませんので、その辺のところは柔軟に考えたいと思うんですけども、一応そんな事情の中で、こういうふうなスケジュール案とさせていただいているということでご理解いただければなというふうに思っております。

○委員C それを踏まえても、すみませんが最終週はちょっときついなど。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですか。当然、そういったご意見を頂戴できれば、そこはできるだけ避けるようにさせていただければと思います。

ほか、今、委員さん、最終週はというふうにお話がありましたけれども。

○委員B 12月ですか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） はい、12月ですね。

○委員B 私は12月20日はだめです。

○事務局（嶋田福祉推進課長） じゃ、それもまた調整しましょう。

○A部会長 他にございませんでしょうか。

○委員D 委員Dですが、2番目以降の議題と多少絡むかもしれません。

要するに、8月のたたき台についての審議、10月の素案についての審議、これがパブリックコメントに向けて恐らく重要というか、かなり今後詰めて審議することになるわけですね、イメージ的には。

○事務局（嶋田福祉推進課長） はい。

○委員D それは、来月の下旬までに、今日は調査と称するコピーが配ってあるんですけども、たたき台、その後の素案を想定したようなもので、たたき台を来月下旬に事務局のほうからつくっていただくと。それを不肖我々が、いろんな専門家の方なり私の一般市民の感覚なりから議論させていただくと、こういうイメージということですね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） はい、そのような形でよろしいです。

○委員D 分かりました。

○A部会長 どうもありがとうございました。

○委員B ちょっと補足して、私は12月は14、15と20がだめということです。

○事務局（武村庶務係長） ありがとうございます。

○A部会長 14、15、20がだめなんですね。

○委員B その予定です、今のところ。

○A部会長 予定ね、委員Bさん。後はよろしゅうございますでしょうか。

○委員B あとは、大体夜でしたら多分大丈夫だと思うんですけども。

○A部会長 分かりました。ありがとうございます。じゃ、また後で、その他のところでまた何かありましたら、お話ししていただければよろしいかと思えます。

じゃ、ご質問、ご意見等が他になければ、次の議事に移りたいと思えます。

2の第5次東大和市地域福祉計画中間見直しに関する状況等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（武村庶務係長） それでは、説明のほうをさせていただきます。

平成27年度から策定された第5次東大和市地域福祉計画について、計画策定時から現在までの地域福祉計画を取り巻く状況等の変化について、報告させていただきます。

報告する内容といたしましては、大きく2点ございます。

まず、1点目として庁内の各課が取り組むべき地域福祉計画中の内容で、情勢等の変化から、変更の必要が生じている部分があるかないかでございます。

計画冊子について、ご覧ください。

計画冊子中の27ページから37ページにこちらのほう、記載がございます。こちらに記載がありますが、庁内の各課が計画に対する目標に対し取り組みの項目を定め、各課の取組内容をまとめています。

○委員B 何ページですか。もう一度。

○事務局（武村庶務係長） 27ページから37ページのほうでございます。

○A部会長 これの27。

○事務局（武村庶務係長） はい、こちらの27です。

こちらのほうに、庁内各課が計画に対する目標に対し取組項目を定め、各課の取組項目をまとめています。こちらのうち、計画策定から現在までの3年間のデータの中で、当初策定時に設定した取組内容について、その後の情勢変化等により変更せねばならない箇所があるかを庁内各課にこの5月に調査をしております。

調査結果につきましては、資料②の第5次東大和市地域福祉計画中間見直し、庁内各課調査の結果をごらんください。

5月18日付で庁内調査を行い、各課が対応すべき取組項目について、この3年間で変更すべき項目があるかを調査した結果を全て集約してございます。ほとんどの課の取組内容については変更の必要なしとのことで調査結果のほうが出てございますが、一部の課につきましては変更の必要があるとのことでございます。特に、大きく特記する事項とございまして、平成28年度の10月に総合福祉センター「は～とふる」が市内桜が丘にて開設しておりますことから、これに関連する取組項目と取組内容についてが事業終了に伴い変更の必要が生じております。計画冊子では、28ページに記載がございます。

また、資料②では、ページ1番、1ページと2ページにまたがるところに、こちら、総

合福祉センターの関係の記載がございます。

また、庁内組織の変更に伴い、幾つかの課で課名の変更が生じております。具体的には、従前までは市民生活課であったものが地域振興課へ、学校教育課であったものが教育総務課のほうに名称変更となっております。

次に、2点目といたしまして、地域福祉計画を取り巻く法令等の変更についてでございます。

事務局であります福祉推進課では、地域福祉計画等の福祉計画全般を所管しております国の厚生労働省関連の動向等について、日々情報収集に努め、各種審議会等の議事録等に対し留意しているところでございますが、まず、平成27年度から29年度までの期間中に、地域福祉計画を取り巻く各種法令で主な改正があったことを皆様方にお示ししたいと思います。

平成27年度から29年度にかけての施行で、地域福祉計画について規定を定めている社会福祉法の改正についてまとめましたものがございます。こちらは資料③、社会福祉法等の一部を改正する法律をごらんください。

主な改正事項として、1、社会福祉法人制度の改革。また、2としまして、福祉人材の確保の推進についてが改定されております。こちらに関する施行日は主に平成27年度から28年度にかけてでございます。ただし、これらに関連する改正で、当市の地域福祉計画への影響は特にないと福祉推進課では判断しております。

さらに、平成30年度からの社会福祉法の改正が、この平成27年度から29年度までの改正とはまた別に別途ございまして、こちらは今年度の6月2日付で国会で決定されたものでございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に伴い、現行の社会福祉法を変更するものでございます。

主な社会福祉法の改正点といたしましては、市町村が定める地域福祉計画についてを、市町村が定めている他の福祉部門の計画に対し上位計画に位置づけ、定め直すものでございます。こちらについては、地域福祉計画の位置づけを見直すまでに至った経過が非常に複雑でございます。この流れを簡単にご説明させていただきます。

資料④、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に至るまでの流れについてをごらんください。

まず、ニッポン一億総活躍プランが平成28年6月に国のほうで閣議決定されております。具体的には、資料④の1ページから4ページにこちらのほうの記載がしてございます。そして、この閣議決定の中に地域共生社会の実現が挙げられ、プランの中の取り組み項目が挙げられてございます。

次に、この閣議決定を受け、平成28年10月から厚生労働省では、地域における住民主体の課題解決強化、相談支援体制のあり方についてを検討課題としておりまして、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを

育成し、公的な福祉サービスと、協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すため、審議会を立ち上げてございます。これにより閣議決定された一億総活躍社会づくりの一翼を進めるとのことでございまして、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進を国を挙げて図っているところでございます。これにつきましての詳細は、資料④の5ページに記載がございまして、こちらをご覧ください。

そして、この理念の実現のため、厚生労働省はキャッチフレーズとして「我が事」・「丸ごと」を掲げ、これは地域づくりを進めるものとして支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による、まず1番目として把握、そして2番目として、関係機関と連携等による解決が図られることを目指す動きがございまして。

そして、市町村の役割として、地域住民の地域福祉活動への参加の積極支援や、複合化した地域生活課題の解決が行われる体制づくりが必要とされる位置づけとなっております。このことについては具体的には、資料④の6ページから7ページに記載のほうがございまして。

このような一連の動きに伴い、市町村が定める地域福祉計画の充実を図る目的で、社会福祉法の改正をするものがございまして、具体的にはこちら、計画冊子の9ページをごらんください。

こちら、9ページのほうでは、従前の東大和市の地域福祉計画は他の福祉部門の福祉計画を含有するものとして、横並びの関係でございました。こちらのうち、黄色の地域福祉計画を他の計画の上位に位置づけ直すというようなこととございまして。こちらの詳しい資料は、資料④の13ページのほうに記載がございまして、こちらのほうをご覧ください。

こちら、13ページの一番下のほうになります。7の社会福祉法の一部改正でございまして。ここでは、平成30年度から地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行されることから、これに伴い社会福祉法の改正が行われることを示しております。国の発表している指針の中では、地域福祉計画の充実を図る目的がございまして、従来までは任意であった地域福祉計画の策定についてを努力義務とすることとし、地域福祉計画を他の福祉計画の上位計画として位置づけを行うものでございまして。なお、こちらについての詳細は現在、国及び都で具体的な指針を作成中とのことでございまして。

また、都道府県についても、都道府県が定めることとなっている市町村の地域福祉計画策定支援を目的とする地域福祉支援計画についてを、任意規定から努力義務規定に変更するとのことでございまして。これに伴い、東京都が従来まで未策定であった地域福祉計画を、今後策定するとのことでございまして。こちらについては、主に資料⑤の東京都地域福祉支援計画の策定についてをごらんください。

こちらのほう、2ページのつづりでございまして、主に2ページ目のほうに、都はこの

資料のとおりスケジュールで地域福祉支援計画の策定を行うとのことで、通知のほうが出来てございます。

なお、先ほどから説明をしておりました平成30年度からの社会福祉法の改正後については、現在、国及び都で指針等を作成中でございます。市としましては、国や都の動向について今後情報収集を行い、各種説明会等に参加する予定でございますが、国や都の指針の発表と当市の中間見直しの策定の時期に多少のずれのあることから、現段階ではこちらのほうの整合性については難しいと事務局では考えております。

特に資料⑤に戻りまして、こちらをごらんいただきたいのですが、こちら、東京都の地域福祉支援計画の策定スケジュールでは、12月から1月に関して素案の発表を行うということで、こちらの中間見直しのスケジュールとは多少ずれが生じておりまして、東京都の意向を中間見直しのほうに反映させることは難しいのではないのかとは考えております。

なお、本中間見直しに国や都の地域福祉計画への指針等がスケジュール的に間に合わない場合は、3年後のこちらの地域福祉計画の改定、第6次の改定になりますが、こちらに取りまとめる内容として、別途、中間見直しと並行して第6次の改定に向けてということでまとめることとしたいと事務局では考えております。

以上でございます。

○A部会長 ありがとうございます。

それでは、第2、第5次東大和市地域福祉計画の中間見直しに関する状況等につきまして、事務局から説明が終わりました。こちらにつきまして、皆様の意見やご質問等についてお伺いしたいと思います。

それでは、質問等がありましたらお願いいたします。

○A部会長 委員Eさん、お願いします。

○委員E 今、武村さんから説明があったこと、ずっとそちらはよく知っているからいいんだけど、こちらはよく分かっていないから、どこを読んでいるんだかわからない。だから、これはどこに書いてあるのか言ってもらったほうが。そっちはずっと読んでいくんだけど、こっちはどこに書いてあるのかよくわからない。これはここを説明しているんだよと言ってもらったほうが。

○委員B 資料の何ページのどこに書いてあるというのを、一言ちょこっと加えていただく。

○委員E うん、そうだね。すると、分かりやすいと思う。

それと、もう一つは、この資料の第5次の9ページの地域福祉計画の横並びで下のほうへ全部入っているけれども、上位に当たるというのはどうイメージなのかちょっとわからないから、この地域福祉計画はほかの計画の上位に当たる、それはどういうことなのかというのを、ちょっと説明してもらったらい。

○事務局（武村庶務係長） これは、事務局のほうでは上位計画ということで、国のほう

の法律のほうではこちら、9ページにございます内容について、他の、例えばこちら、障害者計画ですとか健康増進計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画を含むそちらのほうを含有するような形で、そちらのほうと連携をとりまして、こちらは横並びだったんですが、こちらを上位計画にしまして、大まかにいえば、その全ての計画の上位指針となるような形で位置づけよう、見直しなさいということが主に今、国のほうでは示されております。

○委員E　すると、将来的には、地域福祉計画があって、その下にいろんなことが並んでくると、そういうこと。

○事務局（武村庶務係長）　そうです。

○委員E　それは今回はやらないんでしょう、まだ。

○事務局（武村庶務係長）　今回、これの国のほうの法律変更に伴いまして、国や都のほうで具体的にいったらどういう形で上位計画のほうにすればいいという指針のほうを現在策定しているとのことをございます。特に、東京都の方では現在、地域福祉計画策定支援計画ですか、こちらのほうを初めて策定するとのことで、こちらのほうと、ある程度のような形で上位計画にすればいいかというのが指針として示されるのではないかと事務局のほうでは考えております。

○委員E　だから、要するに、東京都の指針が示されたら新たにこの地域福祉計画の全体見直しがあるんでしょう。平成30年だけ。

○事務局（武村庶務係長）　次の全体見直しが、こちらの計画、平成32年のほうでございますので。

○委員E　そのときに直すのか、その前に直すのかは、そちらがまた判断するんでしょう。

○事務局（武村庶務係長）　そのスケジュール、今回は見直すことが難しいと考えています。

○委員E　要するに、今回は見直さないということでしょう。今回は、やらないんでしょう、この地域。

○事務局（武村庶務係長）　今回は、この東京都のスケジュールとこちらのほうのリンクがちょっと難しいのではないかと考えておりまして、今回は、こちらの方を上位計画にするのはちょっと難しいのではないかと考えております。

○委員E　何言っているんだというか、要するに東京都が出ないとできないんでしょう。だから今回はやらないと。今回は一部見直しだけでいくんでしょう。

○事務局（武村庶務係長）　そうです。今回の中間見直しは一部見直しということで、事務局ではそう考えています。

○委員E　だから、東京都が出てから将来的にはやりましょうと。だから、要するに今年度は出来ないというふうに言ったほうがいいんじゃないの。

○事務局（嶋田福祉推進課長）　じゃ、その辺ちょっと私の、嶋田のほうから。そのあた

りも含めて、今、武村のほうから説明させていただいたのは、委員Eがおっしゃるとおり、今回は中間見直しとっているものが、そこまでの上位計画に位置づけるまでの大幅なことはせずに、その理由としては、先ほどから申し上げています東京都から指針というのがまだ示されておらない段階ですので、そういうふうに事務局としてはちょっと難しいのではないかなというふうな考えを持っております。その中で、最終的にはこの部会の中でそれご結論をいただければなというふうに思っておりますが。それを踏まえまして、その3年後に本計画を、今回見直しですけれども、3年後には作り直すと、改定をしなければいけない。その時期には、今、委員Eがおっしゃるように、そういう上位計画に位置づけるというようなイメージを今のところ事務局では持っているということでございます。私もがそうすると言っちゃいますと、ちょっと皆さんにお諮りしている意味がなくなってしまうので、その辺のところをちょっとお含みおいていただけるとというふうに思います。よろしくお願いたします。

○委員D これは9ページの関係図にちょっとこだわるようですが、基本構想、基本計画といったって、その基本計画のすぐ下に地域福祉計画が来るというようなイメージですね。

○事務局（武村庶務係長） そうですね、はい。

○委員B 上位に来るということは。

○事務局（武村庶務係長） 概論してはそういうことでよろしいと思います。

○A部会長 他にございますでしょうか。

○委員D それから、参考のために。9ページに介護医療院の創設云々ということが出てきているんですけども、参考のために、具体的にどこそこというようなあれが今ありますか。

○委員E 資料何ページの幾つですか。

○委員B 資料④の9ページです。介護医療院の創設。要するに、現在施設サービスでやっている施設が、いわば病院的なものに切りかわる。

○A部会長 9ページの3番ですか。下のところですね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね。すみません、こちらはちょっと、これは課としてうちのほうのセクションではないので、これがどこか別のところにあるというか、そういうことまでその辺の詳細は、まだ未定です。

○委員E これは国から都道府県に投げたやつだから。国から都道府県へ投げたやつでしょう、こうやって、現在。

○事務局（武村庶務係長） そうです、はい。国から東京都です。

○委員E それを東京都がかみ砕いてこっちへ来ればいいのですが。こういう、順番にしている感じです。

○事務局（武村庶務係長） こちらは、6月2日付で国のほうで法律が決定しまして、その決定に基づきまして国のほうが通知を都道府県に投げているものでございます。

○委員 E これについて東京都はどのような考えで、市町村にどう投げかけをするかという文書は来ていないんですか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そこまでは、ちょっとすみません、そこも含めて私どもは承知しておりません。すみません。

○A 部会長 よろしいでしょうか。

じゃ、ご質問、ご意見等が他になければ、次の議事に移りたいと思います。

3、中間見直しの方法につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（武村庶務係長） 資料⑥、中間見直しの方法について（案）をごらんください。

まず、こちら、A 4のものでございます。こちら、まず1、基本的な考え方といたしまして、今回、地域福祉審議会地域福祉部会で行う中間見直しの考え方をまとめさせていただきたいと思います。

基本的には、1、基本的な考え方、こちら①から③までに列挙してある事項をベースに中間見直しについて取り組み、地域福祉部会にはその都度ご審議していただきたいと考えております。これは、中間見直しであることから大幅な内容の変更は考えておらず、あくまでも当初の計画策定時の考え方に対し、情勢の変化等でこの3年間で変化が生じ、変更の必要が生じているもののみを、中間見直しの対象とさせていただくものでございます。

次に、2、中間見直しの報告の仕方についてまとめさせていただいております。こちらは、2案ございます。

まず、第1案として、中間見直しについてまとめた報告書を別途策定する。第2案として、計画冊子そのものをリニューアルし、新しい中間見直し後の計画冊子を策定するでございます。事務局としましては、第1案でまとめさせていただきたいと考えております。

これは、次第2、第5次東大和市地域福祉計画中間見直しに関する状況等についての中でご報告したとおり、中間見直しを取り巻く状況の中で大きな変更点が見当たらないこと及び中間見直しであることから、今後の計画期間の残り3年間を見据えて、よほど重要な事項でない限りは計画を根本から見直す作業は行えないことと考えております。

ただし、平成30年度からの社会福祉法の改正がございますことから、現在、国や都が地域福祉計画等の指針等を作成中とのこととございますことから、こちらの動向については事務局といたしましては留意していくとともに、第6次の改定に向けて、改定のための指針の中に組み込んでいければと考えております。

以上でございます。

○A 部会長 ありがとうございます。

それでは、第3、中間見直しの方法につきまして、事務局から説明が終わりました。こちらにつきまして、皆様のご意見やご質問につきましてお伺いしたいと思います。

それでは、質問がありましたらどうぞお願いいたします。

○委員 E 中間見直しの肝心なことが、そちらがおっしゃることは書いてないよ、こうや

って。

1つは、これ、また出てきたでしょう、さっきこっち。だから、これは今のうちの考えでいくと、これを重視して見直しはしないという考えですよ。要するに、これが出てくるのが3月と書いてあるけれども、結局、公表されるのは4月になっちゃうんだよな。

○事務局（武村庶務係長） そうですね。一応、都の方の発表では11月、12月ぐらいには中間の素案みたいなものは各市町村のほうに投げかけるということは、今のところ情報提供、出ているんですが、最終案は恐らく3月30日ぐらいだと思います。こちら、3月の中旬から恐らく月末にかけてだと思います。

○委員E だって、東京都はパブリックコメントというのは、多摩とか結構出ている。だから結局、そうすると正式なやつは第6回までしか出ないと。そうすると、この見直しは要するに、今現状であるその必要最小限の見直しにしたいというのがその考えね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そういう感じで捉えていただければ、よろしいと思います。

○委員E そういうふうを書いて、分かりやすく。

○事務局（嶋田福祉推進課長） はい、よろしくお願いします。

○委員E それでいいと思います。私はいいいと思います。他の人の意見を聞いて。

○A部会長 いや、よく分からない。

どうぞ、山本さん。

○委員D 例えば、第2案で新しい冊子云々ということのイメージとしては、例えば、これの平成29年度補正版というような感じになるということになるわけ。冊子を作るとは、こういうことですよ。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね、はい。仮に作るとすればそういうイメージだと思うんですけども、ただ、ほぼこれとそんなに変更ないような形の冊子をもう一度作るという形になるかなとは思うんですけども。もし仮に作るとすればですね。

○委員D それからパブコメが、私の経験なんですけれども、いろんな市民が来て、いろんな観点から例えばコメントがあつて、我々委員が全く気が付かないような、あつ、これは忘れたというようなことに、例えば、まとめた報告書を別途作成する程度のことで済まないようなこともあるとは思いますが、そこはどうなのですか。

○事務局（武村庶務係長） パブリックコメントについては、主に計画の全面改定ですとか、そういうときは、かなり多目のものが来るというのは聞いているんですが、中間見直しというのがあまり市の中でも、実はほかの福祉に限らず、いろんな部署の中でそれを調査をしましたが、あまりなかったんです。このパブリックコメントが出来て、制度が出来てから。

ただ、事務局としましては、先ほど言った中間見直しについてということで、もちろん市民の方からパブリックコメントをいただくことはあるとは思いますが、そこまでパブ

リックコメントがあるかというのは特には想定をしておらず、若干の意見が、パブリックコメントがあるというようなことで想定はしております。

○委員D 分かりました。

それから、もう一つあるんです。今の中間見直しの方法についての事務局の説明だと、この資料②も今の説明の中に入っているということなのかな。

○事務局（武村庶務係長） こちらは、資料②です。こちら、資料②が庁内各課を調査をしたものでございます。こちらで、変更の必要性があるということで回答をいただいている課の取組項目については、こちらを補足するというので、中間見直しのほうをさせていただきたいと考えております。

○委員D このありで、いろいろありになっているところが中間見直しに大体議論に上がってくると。

○事務局（武村庶務係長） はい、そのように考えていただいて大丈夫です。

○委員D じゃ、これに入りますけれども、これにちょっと、これの方のその調査の資料に載せている質問に入っているんですか、それとも。

○事務局（嶋田福祉推進課長） どうぞ。

○委員D （仮称）総合福祉センターのところは消されて、2ページ目は総合福祉センター「は～とふる」の施設整備及び効率運営という項目になって、総合福祉センターについて取組内容云々と。例えば、その事業者による質の高い福祉サービスの提供、効率的な運営に努力していますという、そういう見直しになるということですね、「は～とふる」について。

ちょっと、私も言っていることが何か今ひとつはっきりしていないかもしれませんが、この事業者による質の高い福祉サービスの提供、効率的な運営に努めますと、この事業者というのは、この表だと「は～とふる」を運営する事業者だけを指すことになるんですね、この表だとね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 一旦お答えさせていただいてよろしいですか。

まず、今、委員Dさんからのお話ですけれども、まず立ち返りますと、総合福祉センターにつきましては、この計画の取り組みの内容が、例えば一番最初の1ページ目に戻っていただいて、①（仮称）総合福祉センターの施設整備に努めますというのが取組内容だったわけでございますね。そういったものが、もう既に整備が終わったので、まずこういったものは先にしましょうと、そういうのがまず第1段階でございます。

その中で、今委員さんのご指摘のあった③の事業者による質の高い福祉サービスの提供、効率的な運営の推進に努めますという内容の中では、1つ、障害福祉によるもの、言葉ですけれども、実際にみのり福祉園でやっていた事業が総合福祉センター「は～とふる」に移行する。それから、また新たにあそこの中で障害福祉事業を始めているというものもございまして、そういう中で、事業者による質の高い福祉サービスの提供、効率的な運営

の推進に努めますというふうなところですので、当然これは総合福祉センター「は〜とふる」の内容というような形で捉えていただくと、そこを運営している事業者というふうにならなければならないというご意見でございます。

○委員D 実は、これを事前に読んで、たまたま事件があつて痛切に思ったのは、上尾で車の中で死んじゃつたという事件があつて、例えば、あれも考えようによっては運転手1人で送迎していたということは、効率的な運営をやっていたんです。同業者の方から考えると、あんなことはおかしいと、あり得ないという意見なんです。この質の高い福祉サービスの提供、効率的な運営の推進に努めることが本当にいいのか、それぞれ利用者の利便なり気持ちに寄り添うような観点を入れるべきではないかということと、それから、障害者の送迎というのは「は〜とふる」だけの業務じゃなくて、東大和もたくさんの業者さんがあるでしょうから、そういうところにも広げていって、単に効率、サービスの提供、運営という、推進に努めるという見直しは、いかがかと感じております。

○事務局（嶋田福祉推進課長） じゃ、ご意見として承るといふことでよろしいでしょうか。

○委員D ええ。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ありがとうございます。

○委員B これは何らかの表現のね。

○委員E これは対象が総合福祉センターの運営を対象にしているんですね、一番最初の。

○事務局（武村庶務係長） そうですね、ここは総合福祉センターがあくまで対象です。

○委員E だから、総合福祉センターを対象としているから、こういう形の書き方になるんでしょう、こっちは。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね、はい。

○委員E その一番最初の書き方が総合福祉センターだけを対象にしているから、こういう書き方だって。それ以外の事業者に対するその項目というのは、どこかに他にないの。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね、それは別のところでございます。

○委員E あるんでしょう。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ここはあくまで、総合福祉センターの部分という。

○委員E 総合福祉センターだと、こういう書き方でも間違いじゃないなという気がするんですけども、ほかの事業者も対象にするのであれば、それは他の事業者のところでちゃんと書くところは、少なくともこちらで記載したほうがいいのでは。

○事務局（武村庶務係長） こちら側は、もともとが総合福祉センターの施設、開設といわゆるその整備というのがもとの出発点、こちらのほう、多く記載ございました。その中で、28年10月にこちら、「は〜とふる」の方が開設したことに伴い、こちらのほうで主だった項目について、主に取組内容が、ここで一旦開設ということで終了しましたことから、それに基つきまして、その中のうち事業者のほう、事業者による今後の効率運営

の方を、さらに取組内容として変更していきたいというのが、こちらのほうの回答でございます。

なので、他の事業者ということであれば他のところ、他の取組項目等で挙げることであれば、そこで中間見直しの対象になるかとは思いますが。

○委員 E それはどこにあるのか、ちょっと分からないな。総合福祉センターだけが対象であれば、こういう書き方でもしょうがないんだけど。

例えば、市内全域の事業者を対象にして効率的に、要するに市というのは多分、そういう指導をする業務が任されているんだよね。県が任されるんだか、市が任されるかはわからないけれども。

上尾の場合は、多分県が監査に入って多分調べている。あれは県が権限があるか市の権限かによって違うんですけども、その辺はちょっとはっきりしておいてもいい。市はどういう権限を持って、いろんな福祉、広く言う福祉事業者をどこまで指導監督できるのかという部分になるんでしょう。それははっきりしないと、ここでずっと議論していても、取り上げるのがいいのか取り上げなくてもいいのかという部分があると思う。そこをちゃんと教えてもらったほうがありがたい。

○A 部会長 市のほう、事務局でその件をお願いします。

○委員 D 障害福祉部会のほうで、障害福祉計画の見直しなりなんなりやっておられるでしょうし、そこにそれなりの見直しなり指摘があれば、それはそれで。あるいは、そちらのほうで見直したけれども、その主張がないということもあるかもしれませんし。

いずれにしても、私はこの効率的な運営という表現がありましたので、多少、うんと思ったということで、それ以上のことではありません。

それと、もう一つあるんですが、一番最後に公共交通空白地域への対応で。

○委員 B 何ページですか。

○委員 D 7ページです。コミュニティバスの運行状況の検証を行いながら、利便性の向上に努めるとして、各課で見直しなしになる。ちょっとその後のあれを子細に存じ上げていないんで、また雑駁なことを言って混乱させることになるかと恐縮なんですけれども、これは都市計画課が見直し必要ないと言っていれば、それはそれでそうなのかなという。本当に利便性の向上に、検証を、その辺が何か一般市民の感覚からすると、ちょっと利便性が今ひとつなんじゃないかなと。

例えば、こういうコミュニティバスもシルバーパスを利用できるようにするとか、そもそも市役所で乗り継ぎが本当に利便なのかというのは、見直しがあってもいいような気がするんですけどもね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） よろしいですか、私のほうから。

今、委員Dがおっしゃっているのは、4の（4）の部分でよろしいですかね。

○委員 D そうです。

○事務局（嶋田福祉推進課長）　ここは、公共交通空白地域への対応ということで、引き続きコミュニティバス、ちょこバスの運行状況の検証を行いながら利便性の向上に努めますというのが取り組み内容で、この変更はないということなんです。ですから、今ご指摘のあったように、当然その検証を行いながら、利便性の向上に努めるということは、当然その後、そういった見直しも含んで、そういうことに努めるという意味だと思いますので、これを逆に、この取組内容の見直しということになると、もう向上に努めませんかという話になっちゃうと思いますので、ちょっとその解釈の仕方かなんていうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員D　分かりました。

○A部会長　よろしゅうございますでしょうか。

○委員E　これは意見言っちゃっていいの。これのついで。

○A部会長　はい、お願いします。

○委員E　委員Eですが、1ページの1の形成基盤の整理の1－（1）コミュニティづくりの推進の③のホームページ等で自治会設立に必要な情報を提供し、地域コミュニティづくりを推進しますというけれども、見直しの理由は、コミュニティに対するノウハウがないという。しかし、この新しく出た一億総活躍プランとか、こういうのを進めるには、やっぱりコミュニティづくりというのも非常に重要になってくるので、本当に市が投げちゃっていいのかと。

ノウハウがないって、ノウハウは自分たちで勉強して作ってもらおうとか、ほかの団体と協力するとかあって、要するに、人ごと、丸ごととか、何かこういう仕事が増えて、これよく分からないんだけど、要するに、はっきり言うと国はお金がないから、要するにみんなで面倒を見て地域づくりをやるという中で、やっぱりコミュニティというのもやっていかないと埋まらないんじゃないかと。今、うちも、ほら、声かけに回りとかやっているけれども、まさにそういう部分をいろいろ積み重ねたり、横の連絡をとってやっていかないとできないんで、やっぱりこれは市がノウハウがないからと勝手に投げないで、ノウハウは積み上げて、いろんな団体とここで協力して、だからこれは必要じゃないかなという気はするんですね。ますますこれは地域の人がお互いに見守りましょうとかという、やっとなら、そうだよ、ね、「丸ごと」とかいう事業はね、武村さん。

○事務局（武村庶務係長）　そうですね。確かに、地域共生社会という中で、こちらはちょっと交代していくような形で出るものはございますので。

○委員E　いや、俺たちはならないからやめたというのではなくて、やっぱりコミュニティづくりについても、ほかの、もちろん市の参画の団体とかいろいろあるでしょう。連携して、そういう人を活用するとか、生かしながら情報提供もできるし、それはだからやっとならというか、余り調子よくなんで、気がするんですけども。市民生活課によく言っておいて。

○事務局（武村庶務係長） 今後のたたき台等の作成の中で、委員Eがおっしゃられたことを参考にしながら、そちらのほうの対応のほうをさせていただきたいと考えております。

○委員D いずれにしても、ここの地域振興課は設立のノウハウがないとはっきり言い切っているのは、非常に表現としてあれだね。何かここだけは大胆な。

○委員E 最初からみんなコミュニティづくりのノウハウを持っているわけじゃないから。やっぱり、いろいろこうやっていっているんですね。

○委員B 経験だから、これはね。

○委員E 委員Bさんなんかはよく知っている。委員Bさんなんかはよくご存じだと思う。やっぱり、やっていかないとね。

○委員B まずは声をかける。挨拶を交わす。それによってコミュニティを各自が広がっていただかないと、だめになっちゃうよね。

○委員E だから、昔でいう井戸端会議とかあるじゃない。あれだっていいんですよ。

○A部会長 そうね、あれがないですもんね。最近、井戸端会議はない。

○委員E そういうものをつくるとか、あと、学校とか子どもなんかも今いろいろやっているじゃない。いろいろやっていくとか。

○A部会長 そうですね。

○委員E だから、やっぱりないからやめるって。

○委員B 要するに、うちのほうの老人会でしょう。先生がいれば、とにかくいろいろと地域の人と話し合いして、顔を出して挨拶をしましょうと。挨拶をしながら、ぜひ近くの、別にその老人会の会員じゃない人でも、とにかく立ち話でもいいから、交流をいろいろとやって情報をそろえていくということが大事じゃないかというふうにはしていますけれどもね。

○A部会長 老人会も、なくなっていっているところも結構出ておりますので、だから、残っているところは一生懸命頑張ってくださいまして、お願いしたいと思います。

じゃ、先ほど委員Eの質問につきましては、また事務局のほうで検討していただきまして、よろしくお願いいいたします。

じゃ、他にございませんでしょうか。よろしければ次にいかせていただきますが。

ご質問、ご意見が他になければ、次に、4、その他を事務局からお願いいたします。

○事務局（峯尾） 事務局の峯尾です。

本日はお疲れさまでございました。

まず、次回の日程調整の表をお配りしたいと思います。

（日程調整表配布）

○事務局（武村庶務係長） こちら、次回です。8月の下旬を主に予定とさせていただくところから、こちら調整表のほうを配らせていただきますので、ちょっとこちらのほうをお願いいたします。

○事務局（峯尾） 本日の次第1にもありましたように、第2回の地域福祉部会のほうは8月の下旬で調整させていただきたいと思います。申し訳ないんですが、1カ月後の開催になりますので、日程調整表の提出の締め切りを、あさって7月28日金曜日にさせていただきたいと思います。皆様の日程を調整いたしまして、8月の頭には開催通知のほうを郵送させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員D 来月のそのたたき台、見直し、たたき台にこだわるようですけれども、要するに、イメージとしては今日配られた資料に、さらに見直し必要ありの項目がより詳しくなるというようなイメージになるのかな。

○事務局（武村庶務係長） そうです。こちらのほうの資料②のほうのもので、今回、こちらの資料②は、主に各課調査をしましたら、このような形で来たということでございますので、こちらのを抽出しまして、こちらの中で見直しを図っていききたい、中間見直しを図っていききたいというのを抽出する予定ということで考えております。

○委員D 大変恐縮ながら、例えば元締めの方として見直したところは、これはやっぱり見直すべきじゃないかというような項目が今のところなしになっていても、見直すべきじゃないかという項目がある、出てくるということはある。

○事務局（武村庶務係長） 今回調査は、全て調査結果のほうを各課からもらいまして、もし次のたたき台の中で、やはりこういう情勢変化があるんじゃないかということで、この課の取り組み項目について見直したほうがいいのではないかとということであれば、そこはそのたたき台の中でご意見をおっしゃっていただければ、そちらを参考にそのたたき台の修正等しまして、素案のほうを各課のほうにつなげていききたいと思っております。

○A部会長 よろしいでしょうか。

質問のほうは、よろしゅうございますでしょうか。

大丈夫でしょうか、質問は。

○委員B ここね、これを基本にしているんですね。今初めて見て、いろいろ言われてわかったんですけども。おかしいですけども。平成28年の11月の福祉推進課の、このプランね。

○事務局（武村庶務係長） そことはちょっと違うものなんで、項目については全く同じものが挙げられていますので、その中のものと、この取り組み項目と一緒にございまして、ベースは一緒にございまして。

○委員B 今言ったのは、コミュニティづくりの推進の1の①の1、これが文面そっくり同じだもんね。

○事務局（武村庶務係長） はい。こちらに書いてございまして、全て計画冊子の中でこちらですね。各課の取り組み項目ということで、27ページから記載されているものと基本的に同じでございまして。こちらについて変更があるかないかの、必要があるかないかを各課調査しました結果を、こちらの今回の資料の②ということでつくっております。

- 委員B 推進しますと、これは項目ですが、その中のいろいろなあれやこれに出ているのね。初めて見たな。初めてとはおかしいんだけどね。
- 委員E 要するに、中間見直しのこの②のところを、これに直していいかということについて、意見があれば持って来ればいいんだ。
- 委員B 27年度の実施状況とかね。
- 事務局（武村庶務係長） そうです、こちらのほうを各課調査しまして、こちらで変更あればここで出して下さいとなっています。
- 委員B 目標とかで。
- 委員E 理由はそこに書いてあるから、こんな理由じゃなくてもっと違うことをしたらいいとかいう意見を言えばいいんでしょう。
- 事務局（武村庶務係長） そうです、はい。
- A部会長 あればね。そうですね、じゃ。
- 委員B この確認してですね。よければ。
- A部会長 じゃ、次回のときに何か変更が、やればいいというところを意見を出していただけるといいと思います。
- 委員B いろいろ資料をやったら、なるほど、この資料がこっちにつながっているんですか。
- A部会長 じゃ、質問、そしてご意見等が他になれば、以上をもちまして第1回地域福祉部会を閉会とさせていただきます。
- お疲れさまでした。どうもありがとうございました。